

堺市南区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程

堺市南区選挙管理委員会に関する規程（平成18年南区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第30条第4項中「総務課を」を「企画総務課を」に、「南区役所総務課長」を「南区役所企画総務課長」に、「南区役所総務課の」を「南区役所企画総務課の」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。